

資 料 1
関 東 地 方 整 備 局
事 業 評 価 監 視 委 員 会
(平成25年度第10回)

事業評価監視委員会(平成25年度第10回)審議案件一覧

事業名	事業箇所名	再評価理由 (事後評価)	事務局(案)						審議結果	事業採択 年度	前回 評価 年度	今回評価 B/C (全体)	左記a)~f)の項目の内容	備考
			特に重点的な審議を要する案件(案)											
			(a)	(b)	(c)	(d)	(e)	(f)						
道路	1 中部横断自動車道(八千穂~佐久南)	④	重点			○			継続	H15	H22	1.1	推定事業費が顕著に増加する事業	
	2 一般国道17号 綾戸バイパス	④	一般						継続	H4	H22	-		
	3 一般国道20号 大月バイパス	④	一括						継続	S48	H22	1.3		
港湾	4 横浜港本牧地区国際海上コンテナターミナル整備事業	②	一般						継続	H21	H21	3.3		
	5 横浜港南本牧~本牧心頭地区臨港道路整備事業	②	一般						継続	H21	H21	1.2		

1件 : 一括
審議件数(再評価) 3件 : 一般
1件 : 重点

- ◆再評価理由
- ①: 事業採択後3年間が経過した時点で未着工の事業
 - ②: 事業採択後5年間が経過した時点で継続中の事業
 - ③: 準備・計画段階で3年間が経過している事業
 - ④: 再評価実施後3年間が経過している事業
 - ⑤: 社会情勢の急激な変化、技術革新等により再評価の実施の必要が生じた事業

◆重点審議案件の選定

- (a) 事業計画が顕著に変更された事業
- (b) 推定便益が顕著に減少する事業
- (c) 推定事業費が顕著に増加する事業
- (d) 事業の進捗予定が顕著に遅れている事業
- (e) 特に事業規模が大きい事業
- (f) その他の要因

◆一括審議案件の選定

前回の評価時から事業の計画や事業費、進捗状況等に大きな変化が生じていない事業(要因の変化が軽微)は、一括審議として扱う。ただし、委員からリクエストがあった場合は、一般審議案件等として扱う。